

近世孝子伝解題(一)

勝 又 基*

凡 例

〈概要〉

・採録作品の範囲：近世期に書かれた孝子伝で、近世期に生きた孝子を対象とする作品を取り上げた。単行本の形をしていないもの、たとえば個人の全集だけで存在が知られているような作品なども取り上げた。

・配列：近世孝子伝を括る政治区分上のテーマを設定し、該当する作品をほぼ年代順に挙げた。

・表記：基本的に通行字体に改めた。濁点、句読点は私に補った。

〈各項目〉

・タイトル行：代表的な作品名を挙げた。主に内題主義を採った。私に付した書名は「」で囲った。

・2行目：著者、成立年時、写刊の別、数量について記した。版本や

写本として独立していないもの、たとえば全集内に掲載されている形でのみ確認できるものは、「写(非単行)」と記した。

・3行目：単叢伝の別、表記の別、対象地域(該当する現自治体)について記した。

・【書誌・構成・諸本】の項：主に書物の外形に関わる事柄について記した。

・【著者・成立】の項：主に執筆、刊行といった人事に関わる事柄について記した。

・【孝子素性・事蹟・表彰】の項：主に描かれた孝子に関わる事柄について記した。

・【複製・翻刻・参考文献】の項：目に触れたものを、それぞれ年次順に記した。

・【付記】の項：右に収まらない事柄について記した。

(一) 近世前期土佐藩

【〇】概観

土佐藩の孝子良民表彰は、四代藩主・山内豊昌の代(寛文九年(一六六九)六月)元禄十三年(一七〇〇)九月)から始まったようだ。知り限りで最も早い表彰は、貞享四年(一六八七)、土佐国高岡郡鴨地村(元高知県土佐市)の森安右衛門・八右衛門兄弟に対してである(「一」『戸波孝子』)。これは綱吉が天和二年(一六八二)三月に駿河国富士郡の孝子・五郎右衛門を表彰したのには遅れるが、全国的に見れば早い部類に属すると言って良いだろう。ただし右は単発的なものに過ぎない。

五代藩主・山内豊房の代（元禄十三年（一七〇〇）十一月～宝永三年（一七〇六）六月）には、孝子良民の表彰が本格的になる。その背景には元禄十四年（一七〇一）九月に起こり、十万石余の損害をもたらした風雨洪水があったようだ。同年十二月には、香美郡手結村の所助・清蔵、吾川郡柳瀬村のさく等に表彰を行っている（「二」〔手結村所助・清蔵孝柱〕、「三」〔板垣氏自家雜記〕）。このうち所助・清蔵を表彰するさいには、顕彰のため家の前に表柱を建てた。この行為はその後に表彰された孝子にもなされたという。

〔四〕『御国中善行人并不孝人覚書』は、元禄末期の表彰をまとめて、良民への読み聞かせに利用させようとしたことが明確な資料である。豊房の孝子良民顕彰は、かなり計画的なものであったことが分かる。なお、このように災害のあと、民心の安定を図るために善行者の表彰を行うことは、早く岡山藩などでも行われてきたことである。

六代藩主・豊隆の代（宝永三年（一七〇六）八月～享保五年（一七二〇）四月）には、孝子良民が表彰された形跡を知らない。ただこれは、記録が埋もれているだけという可能性も十分にある。七代藩主・豊常（享保五年（一七二〇）五月～享保十年（一七二五）九月）、八代藩主・豊敷（同十月～明和四年（一七六七）十一月）の代には多くの表彰が行われた。この時期の表彰を集成したのが『土佐国鏡草』である。これは侍講を務めた谷垣守が享保十三年（一七二八）から元文四年（一七三九）までに表彰された孝子良民を漢字平仮名交じり文で記したものである。またこれを漢文化して『土佐国懿行記事』という書物にもしている。『土佐国鏡草』は土佐国の孝子伝としてもっとも広く知られている書物であるが、現時点で紹介されている本文は不十分なものである。また孝子伝の世界では、さきに平仮名の伝記を記し、のちに漢文の伝記を記す

というのは、珍しい部類に属する。

〔二〕戸波孝子

著者不明 貞享四年（一六八七）十一月成 写一冊
単伝 漢文 土佐藩（高知県）

【書誌・構成・諸本】

〔書誌と構成〕土佐山内家宝物資料館本（請求記号K159/5/山内）で示す。

形態 写本一冊。

表紙 後補。三方折込。薄茶色無地・二十八・二×二十・七cm。

外題 左肩子持粹題簽に墨書「戸波孝子」。

構成 および丁数

1 書状群（計十二丁（ただし最終丁ウラ白紙））

a. 「戸波之内鴨地村石川惣左右衛門殿百姓安右衛門八左衛門兄弟共孝行仕段御聞及被成由ニ而吟味仕様ニ与被仰付故委細書付差上覚」（貞享三年寅卯月三日、戸波村庄屋市郎右衛門より高田十右衛門宛）

b. 「覚」（寅七月十七日、普請方下奉行山岡勘右衛門より社太左衛門宛）

c. 書状写（七月十九日、石川宗左衛門より鳥飼弥三郎宛）

d. 「差出」（貞享四年九月二十九日、戸波村大庄屋市郎左衛門より高田十右衛門宛）

e. 「覚」（貞享五年八月二十四日、石川惣左衛門組頭戸波村安右衛門より戸波村大庄屋市郎右衛門宛）

f. 「覚」(辰霜月十七日、戸波村大庄屋市郎右衛門より高田十右衛門宛)

g. 「奉行所迄書付出候扣」(卯十月十五日、屋代太左衛門より御奉行所宛)

h. 感状(貞享四年十一月二十日、屋代太左衛門より安右衛門・八左衛門宛)

2 漢文伝記「孝子安右衛門八左衛門伝」(著者不明。末尾に「貞享丁卯中冬下弦」とあり) 三丁半(最終丁ウラ白紙)。

行数 1…八行。2…九行。

〈諸本〉「古典籍総合目録データベース」では土佐山内宝物資料館本(K159/5/山内)を挙げるのみ。ただし『戸波村誌』に翻刻されているのは別本であり、構成が異なる。具体的には、右に挙げた構成に続けて、

3 平仮名伝記「戸波村安右衛門八左衛門孝行物語」(末尾に「元禄四辛未年九月上弦 板塙喜右衛門義氏」とあり)が加わっている。

また『土佐市史』によれば、那代屋代太左衛門自筆の賞状が安右衛門の子孫である森俊一郎氏蔵森文庫に存するという。

【著者・成立】

〈著者〉屋代太左衛門(1のg, h)は普請奉行、郡方役人などを歴任した人物。稲毛実『間日雑集』(文政五年(一八二二)成。『土佐国群書類従』巻六十三所収)によれば、「抜群の能書」であったという。元禄七年(一六九四)没、六十五歳。〔参考〕『高知県人名辞典 新版』(平成十一年九月 高知新聞社)「やしろ たいけん 屋代 大軒」の項)。

板塙喜右衛門義氏(3)は未詳。

【孝子素性・事蹟・表彰】

〈素性〉森安右衛門、八右衛門兄弟。戸波村東鴨地(現高知県土佐市)の農民。森平兵衛の子。

〈事蹟〉兄弟で父母によく仕えた。父の没後は遺産を譲り合った。

〈表彰〉貞享四年(一六八七)十一月二十日、土佐藩三代藩主・山内豊昌より米二十俵。

〈備考〉なお、『戸波村誌』は次のように言う。

因に右森宗家の現主を森和市氏とす尚他六家に分る(森金吾同盛馬同茂久太郎同為吉同金太郎同伝太郎)是等一門右の記録を巻物様と名づけ祖先の忌日には一門集ひて朗読の式を行ふ尚孝子父子を祀れる巻物様なる小祠あり毎年九月十四日一族順番にて祭祀を営み報本反始の誠を輸すと

孝子の墓所東鴨地字花吉一一二四番地に在り

表彰にまつわる記録類が、一族の間で神格化されている様子が興味深い。

【複製・翻刻・参考文献】

〈翻刻〉『戸波村誌』(昭和五年一月 高岡郡戸波村役場) 第二十二章第二節「孝子、節婦」。松野尾章行『皆山集』(原本明治期成。昭和五三年(一九七八)三月 高知県立図書館。史料篇2第一章「褒賞」に褒状の写しを掲載)。

〈参考文献〉『土佐市史』(昭和五十三年十二月 土佐市) 第二章「近世後期」。

【二】〔手結村所助・清蔵孝柱〕

著者未詳 宝永元年（一七〇四）八月三十日建 写（非単行）

単伝 平仮名 土佐藩（高知県）

【書誌・構成・諸本】

単行書の形で残っているものはない。

諸書に書き留められているが、その大元となる資料は、山内豊米泰「泰雄公遺事」（未見）かと思われる。武藤致知『南路史』（文化十年（一八一三）成）巻四十五人物（下）、稲毛多蔵実『間日雑集』（文政五年（一八二二）五月成。『土佐群書類従』所収）、松野尾章行『皆山集』（明治期成）史料篇（2）第一章「褒賞」なども、これに基づくようである。

松山白洋「土佐歌人群像（七）」に引用されたものを転載しておく。

手結浦の漁夫、曾右衛門と云者あり。年老て七十余、中風を病みて難儀せしに、其子所助、清蔵とて兄弟の者、孝行衆に越たる者にて、残る所もなく孝養を尽せしかば、三ヶ年の程は父の病み患ふる事も打忘るるばかりなりけり。素り家貧しくて魚をひさぎ、世を渡る者のことなれば、着るものとても厚からず。されば冬の夜は、父の足をして己が懐に入れあため、又夏は、涼しきところに座をしめなとして、三ヶ年の孝養、言語につくしがたし。常に兄弟の者、替る替る側をはなれず。一人側にあれば、一人は父母の衣類飲食等を調度し、一人外に出て働けば、一人は内に入て看病す。如此なりしかば、其孝心の誠や衆人を勤当し、元禄十四年の冬、其浦の長より浦役の者まで達し出て、早速官府に訴へ出けるに、公つまびらかに御聞あそばされ、御感賞ななめならず、則兄弟の者へ米数十俵下し給

ひ、又学生に命じて其孝行の事蹟を門閭に顕はし給ふ。表柱の文左の通。

七十にあまりし父三年の病中側をはなれず大切に看病し、父死後母への孝行も人に勝れたる趣御聴に達し、御褒美被下たる所助、

清蔵兄弟が家

公御一代御參勤御帰国の節、此者の門前に御駕を被為留、所助清蔵と御直に二人の名を被為呼候よし。誠に兩人の孝心天に通じ、かくまで親しく公の御言葉の聞へさせ給ふありがたさよと、人々羨みおもはざるはなかりしとぞ。扱其後、廻国の修行者（手結浦日抄ニ曰、回国者は下総国沼田の庄上達坊）此浦を通りしとき、右所助清蔵が門閭の表を見てよみし歌あり。左に記す。

かぞいろに背かぬ名をぞ国人の子毎につげよ手結の浦風

なお『皆山集』は、これに加えて、奉行所へ差し出された書付の写しを掲載する（元禄十四年十二月十一日付）。また同書によれば、この柱は兄弟の没後は集録方へ戻されたという。

【著者・成立】

〈著者〉未詳。

〈成立〉五代藩主、山内豊房が宝永元年（一七〇四）八月三十日に兄弟の家に建てさせたもの。多くの参考文献が、藩内でこの手の表柱が建てられるようになった始めとする。

【孝子素性・事蹟・表彰】

〈素性〉所助・清蔵兄弟。土佐国香美郡手結村（現高知県香南市）の漁夫・曾右衛門の子。

〈事蹟〉七十過ぎの父を兄弟で三年間看病し、その没後も母に孝養を尽くした。

〈表彰〉元禄十四年（一七〇一）十二月、藩主より米二十俵。

【複製・翻刻・参考文献】

〈翻刻〉『皆山集』『南路史』『間日雑集』。

〈参考文献〉『夜須町史』（昭和六十二年一月 夜須町教育委員会。下巻

「人物編」。昭和十七年十月十日に「孝子記念碑」が建立されたことを記す。中島鹿吉撰文、松村丑太郎處。手結港の南、薬師堂下にあり。

写真も掲載する。）。

【三】板垣氏自家雜記

原本所在不明。武藤致知『南路史』（文化十年（一八一三）成）巻四十五人物下に「板垣氏自家雜記曰」として、サク（吾川郡柳ノ瀬村。元禄十四年十二月十二日、藩主より米十俵）、源右衛門（吾川郡長浜村。

元禄十四年、藩主より米七俵）、三太郎（幡多郡江村。元禄十五年正月二十七日、藩主より扣地五反永代）の伝を記す。

【四】御国中善行人并不孝人覚書

著者不明 元禄十六年（一七〇三）八月成 写（非単行）

叢伝 平仮名 土佐藩（高知県）

【書誌・構成・諸本】

単行本を知らない。『土佐群書類従』（明治十四年（一八八一）成）に掲載される。

【著者・成立】

著者不明。ただし左のような無署名跋がある。

右之通、父母ニ孝行、夫婦和順、兄弟親類賑敷、人ニ信有テ農業家職ヲ励、律儀成ものを被為感、不孝不義成もの敵罪せられ、悪を止、善ニ移し、人たる道を行候様に被為思召御志、難有難事ニ候。右之段々、末々之者共、耳ニ留り候様ニ、口上ニ而懇ニ可被申聞候。以上

未ノ八月四日

成立年時が明らかになると共に、この伝記集が人々へ語り聞かせるための材料として書かれたものだということが分かる。

また、この記述を踏まえ、周辺資料も視野に入れて該書の成立についてまとめてくれているのが、活字本『土佐群書類従』解題である。

元禄十六年七月御郡奉行から発せられた「覚」の中に、「孝行者、或ハ兄弟睦敷農業情ニ入候輩、去々年よりこのかた御褒美被遣候者共、又は不孝者罪科に被仰付者、荒増別紙に書付有之候条、於郷中入念末々ニ至迄読為聞可申。是ハ善をすゝめ悪をこらしめニ候条、可得其意旨可申聞事」という一条がある。「去々年」は元禄十四年に当たり、上記史料の褒賞開始年と一致し、「別紙に書付」の別紙は本史料であることは明らかで（本文末にもその旨を明記している）、郷中に於いて「入念」に読み聞かせるために作成されたものであることが知られる。この元禄十六年は、昨年両度の大風洪水のため甚大な被害を受け飢餓人が増長し、御救小屋が設置された年である。身を以て仁政を實踐した明君の誉れが高い五代藩主豊房の意向に出ると思われるが、庶民はどのような思いで本書を拝読したのであろうか。

この『御国中善行人并不孝人覚書』が、実際に発せられた触書と連動したものであったという指摘は重要である。また元禄末期に孝子良民の表彰・顕彰が盛んになされた背景に、大風洪水の被害があったという指

摘も重要である。

【孝子素性・事蹟・表彰】

※原本に章題がないため、見出しは私が作成した。

1はる

〈素性〉幡多郡三保村の民。

〈事蹟〉母によく仕えた。

〈表彰〉年時不明、藩主より扶持米。藩主より庄屋、年寄共へ介補の命。

2とく

〈素性〉吾川郡柳瀬村祖父江専蔵知行の民。

〈事蹟〉母によく仕えた。

〈表彰〉給人（祖父江専蔵か）が年貢を許す。元禄十四年（一七〇二）十二月二十日、藩主より米。

↓「三」『板垣氏自家雑記』参照。

3源右衛門

〈素性〉吾川郡長浜村百姓。

〈事蹟〉律儀者。元禄十三年（一七〇〇）に逼迫し、妻が種粃に手をつけようとすると絶食した。同村の曾和平介が貸してくれた米を、

翌十四年（一七〇一）に早魃にもかかわらず返済した。

〈表彰〉元禄十四年十二月八日、藩主より米七俵。曾和平介にも褒美。

↓「三」『板垣氏自家雑記』

4権右衛門妻

〈素性〉香我美郡片地の民

〈事蹟〉乱心した夫・権右衛門よく助けた。

〈表彰〉元禄十五年（一七〇二）正月、奉行より米三俵。藩主より役

人へ介補の命。

5三太郎、父清之丞

〈素性〉幡多郡江ノ村の百姓。当時二十一歳。

〈事蹟〉父・母・祖母によく仕えた。父清之丞も祖母によく仕え、母の甥の茂作をも養った。

〈表彰〉庄屋安兵衛から銀子・麦等。元禄十五年正月二十七日、藩主から三太郎へ控地の五反を一代免許。

6忠兵衛

〈素性〉高岡郡佐川三反田町の民。

〈事蹟〉町人に預けられ、父に仕送りをした。

〈表彰〉領主・深尾若狭より永代家屋敷、町役免除、白銀五枚。

7武右衛門、七之丞、伝之丞

〈素性〉吾川郡新別村の兄弟。ともに百姓。

〈事蹟〉農業に出精し、兄弟睦まじくした。

〈表彰〉元禄十五年（一七〇二）五月二日、藩主より米三俵ずつ。

8八左衛門、妻

〈素性〉末清村の百姓。

〈事蹟〉夫婦で老父によく仕えた。

〈表彰〉元禄十五年（一七〇二）五月二日、藩主より八右衛門へ米七俵、妻へ米五俵。

9とら

〈素性〉香我美郡口西川の民。

〈事蹟〉盲目の母によく仕えた。

〈表彰〉元禄十五年（一七〇二）五月二日、藩主より米七俵。

10平兵衛

〈素性〉末清村の民。当時六十七歳。

〈事蹟〉亡妻の母によく仕えた。

〈表彰〉元禄十五年（一七〇二）五月二日、藩主より米五俵。

11 所助、弟清蔵

〈素性〉土佐国香美郡手結村（現高知県香南市）の漁夫・曾右衛門の子。

〈事蹟〉中風の父を兄弟でよく助け、母にもよく仕えた。

〈表彰〉元禄十四年（一七〇一）十二月二十五日、藩主より米二十俵。

同十六年（一七〇三）夏、藩主帰城の節、道筋にて駕籠近く召し寄せた。

↓「二」（手結村所助、清蔵孝柱）参照。

12 弥市郎

〈素性〉城下朝倉町の魚売り。当時二十四歳。

〈事蹟〉父と母は早く没した。病氣や障害のある兄弟三人をよく世話した。

〈表彰〉元禄十五年（一七〇二）二月六日、藩主より米十俵。

13 次郎兵衛

〈素性〉城下材木町の指物屋。

〈事蹟〉患った兄とその家族を引き取った。母の面倒もよく見た。藩が設けた救小屋に願い出ようとする兄や母を留めて一緒に暮らせるよう骨を折った。

〈表彰〉元禄十五年（一七〇二）十二月六日、奉行中より米五俵。

14 善兵衛

〈素性〉城下蓮池町の料理人。

〈事蹟〉両親と姉家族を養った。

〈表彰〉年時未詳、役人所より米五俵。

15 専右衛門

〈素性〉末清村の百姓。

〈事蹟〉病気の妻と四人の子をよく養った。

〈表彰〉元禄十五年（一七〇二）五月二日、藩主より米五俵。

16 孫市妻、市太夫

〈素性〉日比葛右衛門長屋に住む鷹匠・西内市右衛門の養子。

〈事蹟〉養父母と障害を持った実子・孫市とをよく助けた。養父の扶持を継げなかったため長屋に住み、古鉄商で家族を養った。孫市の妻も夫を助け、舅姑によく仕えた。

〈表彰〉奉行中より褒詞と米三俵。

17 作蔵、徳右衛門

〈素性〉浦戸町の魚問屋の兄弟。

〈事蹟〉兄弟は裕福だったが、母をみすぼらしい家に住まわせて訪れもしなかった。元禄十五年（一七〇二）十二月二十日の夜、作蔵の母が大火事を起こしたが、母の安否も問わず、親子であることを隠した。

〈表彰〉公儀より、作蔵は他国へ追放、徳右衛門は城下追放。母には当分扶持を与え、兄弟の家財は全て母に与えた。

【複製・翻刻・参考文献】

〈翻刻〉『土佐国史料集成 土佐国群書類従』巻六（平成十五年十二月 高知県立図書館）

〔五〕浮津孝子伝

美代伝太郎厚本著 享保十一年（一七二六）五月跋 写（非単行）

単伝 漢文 土佐藩（高知県）

【書誌・構成・諸本】

〈構成〉『南路史』掲載本（末尾に「右、稲毛氏間隙雜記ヲ以記入ス」とあり）によって示す。

1 漢文伝記「浮津孝子伝 美代伝太郎厚本述之」（末尾署名等なし）。

2 漢文跋（題なし。末尾に「享保歲次丙午（引用者注：十一年）（一七二六）半夏生日 中屋厚之謹識」とあり）。

〈諸本〉『鍋山日抄』卷十八掲載本は内題「浮津孝子伝」の下に著者名なし。訓点あり。東大史料編纂所本（高知県道倉左内蔵本写）は未見。また松野尾章行『皆山集』（原本明治期成。活字本第十卷（昭和五十三年三月 高知県立図書館）による）史料篇（2）第一章褒賞六「幡多郡浮津浦孝行事蹟書上」は、奉行所への書上である。

【著者・成立】

〈著者〉美代厚本。名元剛、のち重勝、重本。通称伝太郎。寛文四年（一六六四）生、享保十九年（一七三四）没、七十一歳。はじめ谷秦山に学び、京へ出て儒学を浅見安正に、神道を中川経晃および渋川春海に学んだ。貞享四年（一六八七）土佐へ戻ってからは秦山を補佐して師弟を教授し、享保三年（一七一八）秦山没後は息垣守を助けた。著述に「秦山集序」などがある。未詳。〔参考〕稲毛実『間日雜集』下卷（文政五年（一八二二）成）、岡本信古『土佐国崎人伝』卷二（天保十五年（一八四四）成。『土佐国群書類従』卷七十二上本所収）、

寺石正路『土佐偉人伝』（昭和十五年五月 私家版）、松山白洋「土佐歌人群像（六）」（『土佐史学』三十七（昭和六年十二月 土佐史談会））

跋を寄せた中屋厚之は後で挙げる「十一」『虫賀助作伝』（元文四年（一七三九）成）の著者。

〈成立〉跋文も表彰の翌月であるところから、表彰後すぐに成り、伝わったものと思われる。

【孝子素性・事蹟・表彰】

〈素性〉助市。土佐国幡多郡上川口浮津浜の民。塩焼を業とした。

〈事蹟〉父によく仕えた。早朝から浜へ仕事に出たがる父を押しとどめるなどした。

〈表彰〉享保十一年（一七二六）夏、藩主より米十五俵（一説に六石）。

【複製・翻刻・参考文献】

〈翻刻〉武藤致知『南路史』卷四十五人物下（原本文化十年（一八一

三）成。平成四年一月 高知県立図書館。助市伝の底本については

「右、稲毛氏間隙雜記ヲ以記入ス」との記載あり。『日本教育文庫孝義篇上』（明治四十三年十月 同文館）所収「浮津孝子助市伝」（底本不明）。

〈参考文献〉『高知県人名辞典 新版』（平成十一年九月 高知新聞社）

「すけいち 助市」の項。

〔六〕孝子林助伝

岡維藩・宮地介直・中村嘉種・谷垣守著 享保十六年（一七三三）六月 写（非単行）

単伝 漢文 土佐藩（高知県）

【書誌・構成・諸本】

〈書誌〉単行書の存在を知らない。

〈構成〉『鍋山日抄』（土佐山内宝物資料館蔵写本）巻二十一所収本の構成を記す。
内題なし。

1 「孝子林助伝 岡維濬」（漢文。末尾に「享保十六年（一七三二）辛亥夏六月日」とあり）

2 「南奉公人町林助孝行記事 宮地介直」（漢文。年次等記載なし）

3 「市旁慈孝人伝 中村嘉種」（漢文。末尾に「享保十六年辛亥六月二十六日」とあり）

4 「孝子林助記事 谷垣守」（漢文末尾に「六月念日拜書」とあり）
〈諸本〉武藤致知『南路史』巻四十五人物下（文化十年（一八一三）成）に、垣守作の伝記のみ掲載。

【著者・成立】

〈著者〉伝記を執筆したこの四名はみな土佐藩の侍講連中。

岡維濬は延宝六年（一六七八）生、宝暦四年（一七五四）没、七十歳。
七歳。

宮地介直は号静軒。通称藤弥。介直は名。介行とも。延宝二年（一六七四）生、宝暦三年（一七五三）没、八十歳。土佐で谷泰山に、京で三宅尚斎に学ぶ。享保六年（一七二二）帰藩して侍講を務める。

〔参考〕寺石正路『南学史』第六十二章「土佐に伝はる望楠軒学 其下」（昭和九年五月 富山房）、関田駒吉「宮地静軒伝」（『土佐史談』五十八〜六十（昭和十二年三月〜九月 土佐史談会）。のち『関田駒吉歴史論文集』下（昭和五十六年六月 高知市民図書館）所収）

仲村嘉種は字仲武、通称惣二郎、号七及斎。延宝六年（一六七八）生、延享元年（一七四四）没、六十七歳。京で伊藤仁斎に、江戸で三宅観瀾に学ぶ。〔参考〕寺石正路『土佐偉人伝』（昭和十五年五月私家版）

谷垣守については「十」『土佐国鏡草』の項参照。

〈成立〉松山白洋「土佐歌人群像（四）」（『土佐史談』三十三（昭和五年十二月 土佐史談会）は作者四人について次のように記す（傍線引用者。カッコは原本通り）。

当時藩の文学には岡良孝の嗣子で緒方宗哲の門人たりし岡立哲維濬（濬良と改む、五十六歳）と、同じく宗哲門下の中村惣次郎嘉種（五十六歳）とがあり、嘉種は前藩主豊常の侍講として常に江戸に扈從してゐた。又宮地介行（六十歳）は山内規重の子なる当藩主豊敷に信任せられ、嘉種に次で侍講となり、享保十一年以来江戸往復を重ねてゐた。垣守は当時最も年少で三十六歳で此の列に加はつたが、元文元年二月十三日扈從格に昇進し、介行に代つて以後毎年江戸に扈從し侍講を勤めた。

四人の世代や役割が大変わかりやすく記してあり有用である。同論文はまた、孝子伝の成立についても次のように記す。

『鍋山日抄』によれば、享保十六年に孝子林助、長十郎、源助、平助の各伝を、岡、中村、宮地及び谷にそれぞれ課せられ、幡多郡半家義民録を中村、宮地、谷及び百々勝治に徴されている。各儒臣の文は『日抄』に就て見られる。然るに十八年七月には一度に孝子九名の記事を課せられたので、宮地介行の提言となり、爾後一人一伝記の分担に止めるやう願ひ出て許可されたものである。『鍋山日抄』は土佐山内家宝物資料館に残る谷垣守の日記。四人が

同じ孝子の伝記を書いた理由や、それが中断した理由が分かる。

このほか、『高知県人名事典 新版』（平成十一年九月 高知新聞社）には、谷垣守、中村嘉種が立項されている。

【孝子素性・事蹟・表彰】

〈素性〉林助。土佐国高知城下奉公人町の生まれ。

〈事蹟〉父・伊助によく仕える。

〈表彰〉享保十六年（一七三一）六月、藩主より米。

【翻刻・複製・参考文献】

〈参考文献〉『高知県人名辞典 新版』（前出）「りんすけ 林助」の項。

〔七〕〔孝子長十郎伝〕

岡維藩・宮地介直・中村嘉種・谷垣守著 享保十六年（一七三

一）六月成 写（非単行）

単伝 漢文 土佐藩（高知県）

【書誌・構成・諸本】

〈書誌〉単行書の内容を知らない。

〈構成〉『鍋山日抄』（土佐山内宝物資料館蔵写本）巻二十一により示す。

1 漢文伝記「孝子長十郎伝 岡維藩」（末尾に「享保十六年辛亥夏六月日」とあり）。

2 漢文伝記「甲浦長十郎孝友記事 宮地介直」（末尾に「年月与岡氏同」とあり）。

3 漢文伝記「漁夫長十郎伝 中村嘉種」（末尾に「享保十六年辛亥六月二十六日」とあり）。

4 漢文伝記「安芸郡甲浦長十郎記事 谷垣守」（末尾に「六月念日拝

書」とあり）。

〈諸本〉松野尾章行『皆山集』（明治期成）史料篇（2）第一章「褒賞」および武藤致知『南路史』（前出）巻四十五人物（下）は、右のうち4だけを掲載する。

【著者・成立】

〔六〕〔孝子林助伝〕参照。同じ経緯で、四人によって書かれた。

【孝子素性・事蹟・表彰】

〈素性〉長十郎。土佐国安芸郡甲浦かんのうら（現高知県安芸郡東洋町）の漁民の組頭。

〈事蹟〉母によく仕え、貧しい兄弟や従兄弟も養った。

〈表彰〉享保十六年（一七三一）六月、藩主より米。

【複製・翻刻・参考文献】

〈翻刻〉松野尾章行『皆山集』（明治期成）史料篇（2）第一章「褒賞」および武藤致知『南路史』（前出）巻四十五人物（下）。

〈参考文献〉『高知県人名辞典 新版』（高知新聞社）「ちようじゅうろう 長十郎」の項。

〔八〕〔孝子源助伝〕

岡維藩・宮地介直・中村嘉種・谷垣守著 享保十六年（一七三

一）八月 写（非単行）

単伝 漢文 土佐藩（高知県）

【書誌・構成・諸本】

〈書誌〉単行書の内容を知らない。

〈構成〉『鍋山日抄』（土佐山内宝物資料館蔵写本）巻二十一により示す。

1 漢文伝記「甲殿村源助孝行記事 宮地介直」(末尾に「享保十六年辛亥中秋日」とあり)。

2 漢文伝記「孝子源助伝 岡維濬」(末尾に「享保十六年辛亥秋八月日」とあり)。

3 漢文伝記「孝子源助記事 谷垣守」(末尾に「九月上浣拜書」とあり)。

4 漢文伝記「孝子源助伝 中村嘉種」(末尾に「享保十六年辛亥八月五日」とあり)。

〈諸本〉他に掲載を知らない。

【著者・成立】

〔六〕「孝子林助伝」参照。同じ経緯で四人によって書かれた。

【孝子素性・事蹟・表彰】

〈素性〉源助。土佐国吾川郡甲殿村(現高知県高知市)の農夫。

〈事蹟〉母によく仕えた。

〈表彰〉享保十六年(一七三二)六月、藩主より米。

〔九〕「孝子平助伝」

中村嘉種・宮地介直・岡維濬・谷垣守著 享保十六年(一七三三)

一) 成 写(非単行)

単伝 漢文 土佐藩(高知県)

【書誌・構成・諸本】

〈書誌〉単行書の内容を知らない。

〈構成〉『鍋山日抄』(土佐山内宝物資料館蔵写本)巻二十一により示す。

1 漢文伝記「孝子平助伝 中村嘉種」(末尾に「享保十六年辛亥九

月十三日」とあり)。

2 漢文伝記「匠工平助孝行記事 宮地介直」(末尾に「享保十六年辛亥九月日」とあり)。

3 漢文伝記「孝子平助行事紀 岡維濬」(末尾に成立情報なし)。

4 漢文伝記「工匠平助孝行記事 谷垣守」(末尾に「九月七日拜書」とあり)。

〈諸本〉他に掲載を知らない。

【著者・成立】

〔六〕「孝子林助伝」参照。同じ経緯で四人によって書かれた。

【孝子素性・事蹟・表彰】

〈素性〉平助。土佐国高知城下(現高知県高知市)の工匠。

〈事蹟〉江戸へ亡命した父・茂作を探し当て、連れ帰った。

〈表彰〉享保十六年(一七三二)九月、藩主より米。

〔十〕土佐国鏡草

谷垣守著 元文元年(一七三四)成 写本一(または二)冊

叢伝 平仮名 土佐藩(高知県)

【書誌・構成・諸本】

所見本はマイクロフィルムで閲覧した物を含めて四本である。まずそれぞれに簡略な書誌を記しておく。外題は元表紙のみ記した。

①土佐山内家宝物資料館本A(請求記号K159/4)

写本一冊。垣守自筆(吉崎久『山内文庫谷秦山・垣守・眞潮関係書目』による)。表紙共紙二十七・五×二十・五cm。墨付四十五丁。本文十行。翰表紙あり。外題「土佐国鏡草 完」(左肩打付書)。内

題「土佐国鏡草」。識語「右二拾一章／享保十九年甲寅二月中浣／谷丹四郎垣守／拜稿」(本文末)。印記「山内文庫」(朱陽方)、「山内／文庫」(朱陽方)、「寄託」(朱陽方)、「NO2154／昭和21・2／寄託／高知県立図書館蔵書印」(朱円方)、「鶴」(朱陽方)、「当家」(紫陽方)、「土佐国」(紫陽方)。

②多和文庫本(請求記号不明) 国文学研究資料館マイクロフィルムにて閲覧。

写本一冊。墨付四十丁半(最終丁裏面白紙)。本文十行。識語「享保十九年甲寅二月中浣谷丹四郎垣守拜稿」「へ一文字不明」氏より借写置たり」(ともに本文末。本文と同筆)、「両表紙共四拾三枚」(本文末遊紙裏。本文と同筆)。印記「多和／文庫」(陽方)、「香木舎文庫」(陽方)、「このふみ一たひよみ畢つ」(陽方) ほか。

③高知大学図書館本(請求記号991/10)

近代写本一冊。表紙二十七・四×二十・三cm。外題「土佐国鏡草一(〽二)」(題簽に墨書)。墨付四十五丁。行数十一行。扉題「土佐国鏡草一(〽二)」。目録題「土佐国鏡草卷一(〽二)」。内題「土佐国鏡草卷一(〽二)」。尾題なし。識語「右二拾一章／享保十九年甲寅二月中浣／谷丹四郎垣守／拜稿」(第一卷末。本文と同筆) 印記「高知師範／学校女子／部図書印」(朱陽方)。

④土佐山内家宝物資料館本B(請求記号K159/3)

写本一冊。垣守自筆(吉崎久「山内文庫谷泰山・垣守・眞潮関係書目」による)。表紙二十三・九×十六・三cm。墨付十七丁半(最終丁裏面白紙)。行数十行。外題「土佐国鏡草 下」(打付書)。内題なし。識語「元文五年庚申正月廿一日草稿」(本文末)。印記「山内文庫」(朱陽方)、「山内／文庫」(朱陽方)、「寄託」(朱陽方)。

「泰山／書藏」(墨陽円)、「NO4104／昭和21・2／寄託／高知県立図書館蔵書印」(朱円方)。

右のうち、従来用いられてきたのは①の山内本Aである。吉村春峰編『土佐群書類従』(明治十四年へ一八八一成)の底本が恐らくこれである。そして『土佐群書類従』は、以後『日本教育文庫』孝義篇上などに転載され、今に至っている。

しかしこの山内本Aは、該書の完成形ではない。左に各本が掲載する人物の一覧表を示しておく。なお最下段の『土佐国懿行記事』は別項で詳述するが、同じ谷垣守が元文五年(一七四〇)に編んだ漢文体の孝子伝である。

	孝子	表 彰 年	①山内本A ②多和文庫本	③高知 大本	④山内 本B	土佐国懿 行記事
1	城下孝婦	享保十三年(一七二八)十二月		第一卷		
2	弥五丞孝子	享保十四年(一七二九)七月				
3	市右衛門	享保十五年(一七三〇)二月				
4	一宮村孝子	享保十五年(一七三〇)五月				
5	前野忠作	享保十五年(一七三〇)五月				
6	六左衛門	享保十五年(一七三〇)八月				
7	高知城下林助	享保十六年(一七三二)六月				
8	安芸郡甲浦長十郎	享保十六年(一七三二)六月				
9	吾川郡甲殿村源助	享保十六年(一七三二)六月				
10	城下工匠平助	享保十六年(一七三二)九月				
11	下山郷半家村義民	享保十六年(一七三二)十月				
12	岡本治七	享保十八年(一七三三)春				
13	替者氏都妻	享保十八年(一七三三)春				
14	長岡郡新改村孝女	享保十八年(一七三三)八月				
15	鞭村孝子	享保十八年(一七三三)八月				
16	窪川村文八	享保十八年(一七三三)八月				
17	江口村清七	享保十八年(一七三三)八月				

18	足軽八助	享保十八年(一七三三)八月			
19	御畳瀬浦孫作	享保十八年(一七三三)八月			
20	城下熨斗屋六兵衛	享保十八年(一七三三)八月			
21	島村七郎右衛門他	享保十八年(一七三三)冬			
22	本山郷勘九郎妻	享保十九年(一七三四)正月			
23	布師田村市蔵	享保十九年(一七三四)八月		第二卷	
24	城下商人重作	享保十九年(一七三四)八月			
25	福田岩次両村風俗	享保十九年(一七三四)			
26	悪瀬瀬村風俗	享保十九年(一七三四)九月			
27	西野地村喜三兵衛他	享保十九年(一七三四)十月			
28	押岡村農夫六兵衛	享保二十年(一七三五)五月			
29	日下村孝婦	享保二十年(一七三五)五月			
30	伊尾木村農夫長兵衛	享保二十年(一七三五)五月			
31	高知城下清八	享保二十年(一七三五)五月			
32	大谷村農夫清八	享保二十年(一七三五)五月			
33	楠山村間民伝右衛門	享保二十年(一七三五)十月			
34	中村商人治助	享保二十年(一七三五)十月			
35	藤川村佐次右衛門妻	享保二十年(一七三五)十月			
36	上川口浦倉番茂作	享保二十一年(一七三六)二月			
37	本山郷沢田源兵衛	享保二十一年(一七三六)二月			
38	城下問里平兵衛妹	元文元年(一七三六)四月			
39	用居村里長會助	享保二十年(一七三五)八月			
40	共同村枝馬里義民	元文元年(一七三六)			
41	城下孝婦	元文元年(一七三六)八月			
42	上長谷村他右衛門	元文二年(一七三七)十一月			
43	足軽源作	元文二年(一七三七)閏十一月			
44	高岡郡窪川村茂吉	元文二年(一七三七)閏十一月			
45	下久礼地村孫丞	元文三年(一七三八)十二月			
46	弥市右衛門夫婦	元文三年(一七三八)二月			
47	大向村伍長善三郎	元文三年(一七三八)二月			
48	多野郷太次兵衛	元文四年(一七三九)二月末			

右の表で明らかな通り、現存の『土佐国鏡草』の諸本には、完本と思

しいものは一点も存しない。ただ幸いなことに、章段が表彰年時順にな
っているため、成立の経緯も分かりやすい。垣守は①山内本Aや②多和
文庫本のところまで編んで、いったん識語を記した。享保十九年(一七
三四)、二十一章まで記した段階でのことである。しかし垣守は、その
後も書き継いだ。③高知大本の第二巻、④山内本Bがそれである。最終
的には④山内本Bの識語の通り、元文五年(一七四〇)正月までは編纂
が続けられたようだ。そして『土佐国鏡草』が一段落したところで、あ
らためて全てを漢文化したのが『土佐国懿行記事』である。

『土佐国鏡草』の未翻刻部分、あるいは『土佐国懿行記事』の全文を
翻刻することは、土佐藩の孝子伝研究にとって急務だと言えるだろう。

【著者・成立】

〈著者〉谷垣守。元禄十一年(一六九八)生、宝暦二年(一七五二)没、
五十五歳。『俗説弁』などで知られる儒学者・谷秦山の子。父が咎め
を受けたまま没したため、はじめ跡目相続を許されなかったが、享保
六年(一七二二)から扶持を受け、留守居組として家中若侍の教導を
行った。享保八年(一七二三)、三十六歳で侍講となり、元文元年
(一七三六)からは扈從格に昇進した。学問は京都で玉木葦齋に神道
を、江戸で賀茂真淵に学んだという。著書に『保建大記打聞』(三巻)、
『統俗説贅弁』(二巻)などがある。

〈成立〉具体的な成立過程は未詳。ただし【書誌・構成・諸本】の項で
記した通り、段階的に成立したらしい。章段も年次順であることから
考えれば、表彰が行われるたびに書き足して行ったのであろう。

【孝子素性・事蹟・表彰】

【十二】『土佐国懿行記事』に等しいので、そちらで記す。

【複製・翻刻・参考文献】

〈翻刻〉『土佐群書類従』巻六十七伝記部二十九（活字版巻六〈平成十五年十二月 高知県立図書館〉）。『日本教育文庫』孝義篇上（明治四十三年十月 同文館。底本・土佐群書類従本）。

〈参考文献〉松山白洋「土佐歌人群像（四）」（『土佐史談』三十三〈昭和五年十二月 土佐史談会〉）、松山秀美『歌人群像』（昭和三十一年十月 高知市民図書館）第一章「谷垣守」、『土佐群書類従』巻六（平成十五年十二月 高知県立図書館）解説、吉崎久「谷垣守年譜稿」、『山内文庫谷秦山・垣守・眞潮関係書目』（平成二十年三月 皇學館大学神道研究所）所収）。

【十二】虫賀作助伝

中屋厚之著 元文四年（一七三九）十二月 写（非単行）

単伝 漢文 土佐藩（高知県）

【書誌・構成・諸本】
〈書誌・構成〉土佐山内家宝物資料館本（K289／チュ／2）によって記す。

形態 写本一冊。

表紙 紺色無地二十六・二×十八・〇cm。

外題 左肩に書題簽「（ハガレ）助作伝」。また脇にペン写「作」とのみ読める。

構成（丁付けは無い）

1序「忠賀助作伝序」（末尾に「元文五年庚申二月中浣 谷丹四郎垣守謹序」）一丁半（ウラ白紙）

2「虫賀助作伝」（末尾に「元文四年己未十二月下弦中屋厚之謹書 於北陵茅舎」）

3跋（無題。末尾に「元文五年庚申正月中浣 谷丹内拳準謹書／于時年十四」）

4跋（無題。末尾に「元文庚申正月望日 池内新三郎真本謹跋」）

2／4併せて七丁半（ウラ白紙）

5跋「後附」（末尾に「元文五年庚申九月望日 谷丹四郎垣守謹識」）一丁

行数 1〜4は九行。5は十行。

印記 「山内文庫」（朱陽方）、「山内／文庫」（朱陽方）、「寄託」（朱陽方）、「秦山／書藏」（墨陽円）、「NO4469／昭和21・2／寄贈／高知県立図書館蔵書印」（朱陽円）。

〈諸本〉単行の書籍は土佐山内家宝物資料館しか知らない。武藤致知『南路志』（文化十年〈一八一三〉成）巻四十五掲載本は底本不明。1〜3を載せる。『土佐国群書類従』（明治十四年成）掲載本は土佐山内家宝物資料館本との異同を注記する。

【著者・成立】

〈著者〉中屋厚之。本文内には次のような文言がある。

僕、助作と互に知遇、一世に非ず。勤仕同からず、性行も亦た比すべからずと雖も、平素相歛合して、助作武江に従勤するや、僕も亦武江に往き、助作国に帰るや、僕も亦国に在り。是亦奇縁ならずや。
（原漢文）

助作と同じく土佐藩に仕える人物で、助作と親の代からの知り合いだったことが分かる。また、3跋には「土佐の国城西の住人、中屋厚之」（原漢文）とあって、居所が分かる。このほか享保十一年（一七

二六)には「五」『浮津孝子伝』にも跋を寄せている。

〈成立〉助作が表彰されたのに伴い、友人の中屋厚之が執筆し、序跋を請うて成った。

【孝子素性・事蹟・表彰】

〈素性〉虫賀作助。土佐藩士・今枝満直の臣。才右衛門重勝の子。

〈事蹟〉主従ともに早く父を亡くした。主人によく仕えた。満直が藩主の勘気を被って禄を奪われたが、そのまま仕え続けた。江戸で没した。主家の奴・幡多郡の三助という者を懇ろに弔った。母とともに満直の家に住んだ。助作の母が臨終の際、助作は仮屋を作ってそこに移そうとしたが、満直は今までの奉公に免じて邸内で最期を看取らせた。満直に子がいないのを案じて、自らの禄を削って妾を持つよう進言した(満直は従わなかった)。

〈表彰〉元文四年(一七三九)十二月十二日、藩主から満直へ新知行二百石と役領五十石と居宅など。元文五年(一七四〇)六月十一日、藩主から助作夫婦へ米穀五苞。

【翻刻・複製・参考文献】

〈翻刻〉『土佐国史料集成 南路志』(平成三年十二月 高知県立図書館)、『土佐国史料集成 土佐国群書類従』巻五(平成十五年三月 高知県立図書館)

【十二】 土佐国懿行記事

谷垣守著 元文五年(一七四〇)正月成 写

叢伝 漢文 土佐藩(高知県)

【書誌・構成・諸本】

〈書誌・構成〉土佐山内家宝物資料館本(K280/11/2/山内)によって記す。

形態 写本一冊。

表紙 青色無地二十六・三×十八・四cm。

外題 左肩に無粋題簽十八・一×三・六cm。墨書「土佐国懿行記事」。

内題 「土佐国懿行記事」/谷丹四郎垣守 撰述

構成 序跋無く本文のみ。墨付四十七丁。丁付けなし。

行数 十行。

印記 「山内文庫」(朱陽方)、「山内/文庫」(朱陽方)、「寄託」(朱陽方)、「泰山/書藏」(墨陽円)、「NO4106/昭和21・2/寄贈/高知県立図書館蔵書印」(朱陽円)。

〈諸本〉土佐山内家宝物資料館蔵のもう一本(請求記号K280/11/山内)は垣守自筆(吉崎久『山内文庫谷秦山・垣守・眞潮関係書目』(平成二十年三月 皇學館大学神道研究所)による)。草稿本。諸所にある書き入れは清書本(請求記号K280/11/2/山内)におおむね生かされている。上下二冊。下冊裏見返に墨書「元文五年庚申正月下澣 谷丹四郎垣守謹書」。下冊見返しに張り紙あり、墨書「百十二/土佐国懿行記事全五冊」。

高知県立図書館蔵本(請求記号K280/11/3)は写本一冊十行本。本文末にある「延享元年甲子四月以垣翁之原本書写畢 吉本真清」との記述から、垣守本を直接写したものだといことが分かる。印記「山本文庫」(朱陽方)、「永田文庫」(朱陽方)、「NO5461/昭和26・6/寄贈/高知県立図書館蔵書印」(朱陽円)、「(一字不明)森書藏」(黒陽楢円)。なお国文学研究資料館HP「古典籍総合目録データベース」では、高知県立図書館蔵本として享保一八写、元文五写、

延享元写、と三本が掲載されているが、問い合わせたところ確認できたのは右の一本だけであった。

また松山秀美『歌人群像』によれば、『南路志翼』巻六にも所収。

識語は「元文五甲申正月下瀬谷丹四郎垣守謹書」とあるという。

【著者・成立】

『土佐国鏡草』と『土佐国懿行記事』とは人選と並び順が同じである。となれば、どちらが早く書かれたかということが問題になる。識語を比較すると、『土佐国鏡草』の方が早い。つまりこの『土佐国懿行記事』は、平仮名本である『土佐国鏡草』が完成した後、すべてを漢文化したものである。それぞれの識語によれば、『土佐国鏡草』は元文五年（一七四〇）正月二十一日の完成、『土佐国懿行記事』は同年同月下旬の完成とある。平仮名本が完成してから十日たらずで書き上げたことになる。なお全国的な流れから見ると、平仮名文が先に成り、あとから漢文が成るといふのは珍しい部類に属する。

なお、『土佐国群書類従』巻六（平成十五年十二月 高知県立図書館）「解説」は次のように言う。

『土佐国懿行記事』は享保十三年から元文四年までの褒賞者の行状を垣守が漢文で書き献上した控えを、自ら一本にまとめたものである。

成立過程に関する踏み込んだ興味深い記述である。ただし、献上した控えであるという具体的な根拠は示されておらず、このような成立過程を裏付ける史料も筆者は確認できていない。『土佐国鏡草』の漢文化と考えた方が自然ではなからうか。

【孝子素性・事蹟・表彰】

※見出しは原本中の章題をそのまま用いた。

1 高知城下孝婦

〈素性〉国宰深尾帯刀の家僕・貞助の妻。

〈事蹟〉姑によく仕えた。

〈表彰〉享保十三年（一七二八）十二月、藩主より米。

2 足軽弥五丞

〈素性〉足軽助八の養子。

〈事蹟〉中風の養父母によく仕えた。親のために江戸詰の勤めを断って代わりを立てたく思ったが、その人への礼物を用立てる金がない。

そこへ日頃の勤勉さに感じた親族たちが用立ててくれた。

〈表彰〉享保十四年（一七二九）七月、藩主より米。

3 高岡郡高岡郷市右衛門

〈事蹟〉同居の姑によく仕える。城下西井口村に住む実兄・茂兵衛を

家に引き取る。

〈表彰〉享保十五年（一七三〇）五月、藩主より米。

4 土佐郡一宮村孝子

〈素性〉ます、とく、弥吉。一宮の社人・弥右衛門の子。

〈事蹟〉母によく仕えた。

〈表彰〉享保十五年（一七三〇）五月、藩主より賞。

5 前野忠作

〈素性〉土佐藩士。五人扶持馬廻りの末子格。

〈事蹟〉妻も僕も持たず、母によく仕えた。

〈表彰〉享保十五年（一七三〇）五月、藩主より新扈従への昇進、切

符十石、褒詞。

6 安芸郡松田島里長六左衛門

〈事蹟〉母によく仕えた。大水のさい母を背負って逃げた。

〈表彰〉享保十五年（一七三〇）八月、藩主より米。
7 高知城下林助

〈事蹟〉父・伊助によく仕える。

〈表彰〉享保十六年（一七三一）六月、藩主より米。

↓「五」〔孝子林助伝〕参照。

8 安芸郡甲浦長十郎

〈素性〉漁人の組頭。

〈事蹟〉母によく仕え、貧しい兄弟や従兄弟も養った。

〈表彰〉享保十六年（一七三一）六月、藩主より米。

↓「六」〔孝子長十郎伝〕参照。

9 吾川郡甲殿村源助

〈素性〉農民。

〈事蹟〉母によく仕えた。

〈表彰〉享保十六年（一七三一）六月、藩主より褒美。

10 高知城下工匠平助

〈事蹟〉江戸へ亡命した父・茂作を二十三年ぶりに探し当て、連れて帰った。

〈表彰〉享保十六年（一七三一）九月、藩主より平助に米、父の亡命の罪を許す。

↓「八」〔孝子平助伝〕参照。

11 幡多郡下山郷半家村義民

〈事蹟〉上によく仕え、貧しい家を助けた。

〈表彰〉享保十六年（一七三一）十月上旬、藩主より村へ米四十三俵

と庄屋地下人へ褒美。

12 岡本治七

〈素性〉土佐郡朝倉の庄枝郷村の医者。

〈事蹟〉母によく仕えた。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）春、褒賞。

13 替者氏都妻

〈素性〉高知城下西井口村の民。

〈事蹟〉座頭の夫によく仕えた。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）春、藩主より米。

14 長岡郡新改村孝女

〈素性〉よね。長岡郡殖田の里新改村の民。

〈事蹟〉母によく仕えた。隣家で水風呂を沸かす時には背負って湯をもらいに連れて行った。母のために嫁がなかった。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）春、藩主より米。

15 幡多郡鞭村孝子

〈素性〉馬医・升右衛門、農民・小八の兄弟。喜左衛門の子。

〈事蹟〉弟の家に住む父によく仕えた。小八は姉親子も養った。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）八月中旬、藩主より米。

16 高岡郡窪川村文八

〈素性〉もとは老臣・林氏に仕えた。林氏が滅んだ後は農業をした。

〈事蹟〉母によく仕えた。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）八月、藩主より米。

17 高知城北江口村清七

〈素性〉山林の司の役夫。

〈事蹟〉母によく仕えた。家の半分を他人に貸し、家賃を取らない代

わりに外出時の見守りを頼んだ。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）八月、藩主より米。

18 足輕八助

〈素性〉長岡郡池村の足輕・弥源次の養子。

〈事蹟〉養父母によく仕えた。家の妹とも睦まじくした。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）八月、藩主より下代類に昇進。

19 吾川郡御畳瀬浦孫作

〈素性〉商人。

〈事蹟〉両親によく仕えた。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）八月、藩主より褒美。

20 高知城下熨斗屋六兵衛

〈素性〉熨斗屋与兵衛の養子。異父妹は御畳瀬浦の漁人・次兵衛に嫁

いだ。

〈事蹟〉貧しい異兄妹の一家を助けた。異兄妹とその子を引き取ろう

と申し出たが、異父米は夫を見捨てず断った。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）八月、藩主より六兵衛に褒詞、異父

妹に米。

21 島村七郎右衛門／島田弥惣次／伊野部幸八并附録

〈素性〉土佐郡鴨部村の民。七郎右衛門は郷士。弥惣次は郷士の家族。

幸八は老臣・深尾左京に仕えた。

〈事蹟〉享保十七年（一七三二）秋からの凶作のさい、真っ先に米を

施した。このため村からは御救米や御売米の願いをする物がいなか

った。

〈表彰〉享保十八年（一七三三）冬、藩主より屋敷へ召され料理、鳥

目、褒称。

〈備考〉国守より救恤の事蹟を記すよう垣守が命じられたさいの文章

を引用する。

22 長岡郡本山郷勘九郎妻

〈素性〉夫の勘九郎は商人。

〈事蹟〉姑によく仕えた。

〈表彰〉享保十九年（一七三四）正月、藩主より米。

23 土佐郡布師田村市蔵

〈素性〉はじめ藩士・馬詰氏の僕従。のちに藩主の庭番。

〈事蹟〉母によく仕えた。

〈表彰〉享保十九年（一七三四）八月、藩主より褒賞。

24 高知城下商人重作

〈事蹟〉父母によく仕えた。

〈表彰〉享保十九年（一七三四）八月、藩主より褒賞。

25 香加美郡岩村郷福田岩次両村風俗

〈事蹟〉家業に努め、助け合って年貢や役も滞りなく行った。

〈表彰〉享保十九年（一七三四）九月、藩主より両村の村老、村民に

米。

26 幡多郡悪瀬瀬村風俗

〈事蹟〉男女ともに産業にいそしみ、助け合った。

〈表彰〉享保十九年（一七三四）九月、藩主より村長らに米。

27 長岡郡西野地村喜三兵衛妻子并隣家宇兵衛

〈素性〉喜三兵衛は間人。妻・つや、娘・鉄。宇兵衛は農民。

〈事蹟〉狂った夫をよく助けた。宇兵衛は自らの土地に喜三郎の居を

構えさせ、様々助けた。

〈表彰〉享保十九年（一七三四）十一月、藩主より鳥目。

28 高岡郡押岡村農夫六兵衛

〈素性〉小笠原某の知行所の民・覚左衛門の譜代の従者。

〈事蹟〉 覚左衛門の次男・覚助の農業を助けた。覚左衛門の家に恩を果たし続けるため、従兄弟の甚作を養子に迎えた。

〈表彰〉 覚左衛門の長男・九郎右衛門の計らいにより、主従を離れて同輩の農人となった。享保二十年（一七三五）五月、藩主より米。

29 高岡郡日下村孝婦

〈素性〉 作。間人・新作の妻。

〈事蹟〉 姑と盲人となった夫によく仕えた。

〈表彰〉 享保二十年（一七三五）五月、藩主より鳥目。

30 安芸郡伊尾木村農夫長兵衛

〈事蹟〉 夫婦で父によく仕えた。

〈表彰〉 享保二十年（一七三五）五月、藩主より鳥目。

31 高知城下清八

〈素性〉 藩の家士。

〈事蹟〉 同役ながら没して絶えた兄の家族を招き、助けた。病の姉をもよく助けた。

〈表彰〉 享保二十年（一七三五）五月、藩主より禄六斗を加増（『土佐国鏡草』は「切米」とする）。

32 香美郡大谷村農夫清八

〈事蹟〉 子を舅に預け、夫婦で父と継母によく仕える。

〈表彰〉 享保二十年（一七三五）五月、藩主より鳥目。

33 幡多郡楠山村間民伝右衛門

〈事蹟〉 父・源六が貧しさ故に乞食に出るといので、父から譲り受けていた山林を返した。母にもよく仕えて、両親の心を和らげた。

〈表彰〉 享保二十年（一七三五）十月、藩主より米。

34 幡多郡中村商人治助

〈事蹟〉 母と協力して父によく仕えた。

〈表彰〉 享保二十年（一七三五）十月、藩主より鳥目。

35 幡多郡藤川村農夫佐次右衛門女妻

〈素性〉 名・感。

〈事蹟〉 父によく仕えた。生魚がなければ酒を飲まない父のために、二里半の道のりを歩いて熾墨を売って稼いだ。生魚の無いときは自ら川に入って魚を捕った。草花を飾り、藁人形を操って父の心を慰めた。佐次右衛門の妻もよく仕え、兄妹も仲睦まじかった。

〈表彰〉 享保二十年（一七三五）十月、藩主より米。

36 幡多郡上川口浦倉番茂作

〈事蹟〉 父母によく仕えた。

〈表彰〉 享保二十一年（一七三六）二月、藩主より米。

37 長岡郡本山郷大庄監沢田源兵衛

〈事蹟〉 疫病が出た家をも隔てず、村全体をよく世話した。

〈表彰〉 享保二十一年（一七三六）二月、藩主より米。

38 高知城下間民平兵衛妹

〈素性〉 名・合。平兵衛ははじめ藩に仕えたが、目を病んで間民となった。

〈事蹟〉 兄によく仕えた。

〈表彰〉 元文元年（一七三六）四月、藩主より賞（『土佐国鏡草』は「よね」とする）。

39 吾川郡用居村里長會助

〈事蹟〉 貧しい村だったが、産業を励ましたために貢物を欠かなくなつた。

〈表彰〉 享保二十年（一七三五）八月、藩主より帯刀を許される。

40 幡多郡具同村枝邑馬越里義民

〈事蹟〉 村中の風俗が良かった。

〈表彰〉 元文元年（一七三六）四月、藩主より百二十六名の農夫へ米二十五俵。

41 高知城下孝婦

〈素性〉 しめ。菜園町大工勢平の妻。

〈事蹟〉 舅によく仕えた。

〈表彰〉 元文元年（一七三六）八月、藩主より米。

42 幡多郡上長谷狼内両村里長代丈右衛門

〈事蹟〉 農民が借りた米を代わりに返済した。

〈表彰〉 元文二年（一七三七）正月、藩主より家号と帯刀を許される。

43 足軽源作

〈素性〉 高知城下。足軽平太夫の養子。

〈事蹟〉 養母によく仕えた。江戸勤番も代わりを雇って親元に残った。

〈表彰〉 享保十九年（一七三四）二月、藩主より褒賞。元文二年（一七三七）十一月、藩主より昇進。

44 高岡郡窪川村茂吉

〈素性〉 老臣・林氏の騎馬・酒井弥五兵衛の臣。

〈事蹟〉 主人によく仕えた。居所を用意すると申し出を断り、長屋に住んだ。知行の收支計算もよく行った。林氏が衰えて一家が流浪しても忠を尽くし、的確な進言をした。弥五兵衛の病死後も遺族に仕えた。

〈表彰〉 元文二年（一七三七）閏十一月の言上により、藩主より一人扶持切米二石と昇進。

45 高岡郡下久礼地村農夫孫丞

〈素性〉 酒井弥五兵衛知行の庄屋。

〈事蹟〉 忠僕の茂吉と申合せ、弥五兵衛の引き払いをよく司った。自分の家を明け渡し、浪人した弥五兵衛を住まわせた。

〈表彰〉 元文二年（一七三七）閏十一月の言上により、藩主より米五俵。

〈備考〉 前章と関連あり。

46 長岡郡大河内上津川村伍長弥市右衛門夫婦

〈素性〉 「伍長」は五人組頭のこと。

〈事蹟〉 夫婦で父母によく仕えた。享保十七年（一七三二）の虫害、元文二年（一七三七）の旱魃で領民を助けた。

〈表彰〉 元文三年（一七三八）十二月の言上により、藩主より米五俵。

47 高岡郡大向村伍長善三郎

〈事蹟〉 郷土・宗崎元之進一族が疱瘡を病んで人々が寄りつかなくなった際、病死の人を葬り、病人を看護し、牛馬の世話をした。元之進の子・平左衛門が家督相続のため城下へ行く路銀も借り整えた。

〈表彰〉 元文三年（一七三八）二月、藩主より善三郎に米三俵。農夫惣七、儀平、重平にも米一俵ずつ。

〈備考〉 惣七・儀平・重平の事蹟未詳。

48 高岡郡多野郷伍長太次兵衛

〈素性〉 三代続く組頭。

〈事蹟〉 組中をよく世話した。去年（元文三年（一七三八）か）の不作では、自らの田地を質に入れて貢物を肩代わりした。隠居した父・太兵衛もよく村中を世話した。

〈表彰〉 元文四年（一七三九）二月の言上により、藩主より米五俵。

〔十三〕 土佐国孝子伝

『国書総目録』掲載。所蔵先に「高知」とあるが、高知県立図書館では所蔵が確認できない。戦災で焼失したか、とのこと。

